

高砂市民病院 訪問看護ステーション

訪問看護(医療保険)

訪問看護・予防訪問看護(介護保険)

【本冊子の目次】

第1 重要事項説明書 (1～7頁)

- (内容)
- 1 事業者(高砂市)及び
事業所(高砂市民病院訪問看護ステーション)の概要
 - 2 事業所の職員体制
 - 3 訪問看護等の内容について
 - 4 訪問看護の利用にあたっての留意点
 - 5 利用料金およびお支払方法
 - 6 守秘義務及び個人情報の取扱い
 - 7 訪問看護の契約及び終了について
 - 8 緊急事態の対応について
 - 9 事故発生時の対応について
 - 10 災害発生時の対応について
 - 11 虐待防止について
 - 12 苦情相談窓口
 - 13 記録の保管、閲覧について
 - 14 重要事項の変更

第2 訪問看護契約書 (8～10頁)

第3 第1～2の署名欄 (11～12頁)

第4 訪問看護契約における個人情報提供同意書 (13頁)

第5 その他の加算利用の同意書 (14頁)

ご利用者

様

第1 重要事項説明書

1. 事業者及び事業所の名称・所在地等

事業者法人・開設者名	高砂市 都倉 達殊
事業の種類	指定訪問看護事業（介護保険および健康保険）
事業所名	高砂市民病院 訪問看護ステーション
事業所の所在地	高砂市荒井町紙町33番1号
管理者の氏名	小野 智子
電話番号	079-444-0180
開設年月日	令和元年 6月1日
指定番号（介護保険）	2862190150
指定番号（医療保険）	2190150
通常の事業の実施地域	高砂市・加古川市
事業の目的	居宅において、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護等の必要を認めた利用者に対し、適切な訪問看護等を提供します。
営業日及び営業時間	土・日・祝日を除く 8：30～17：00（12/29～1/3以外） ただし利用者の病状により、休日・祝日を含めた計画的な訪問も可能です。緊急時、24時間対応します。
サービス提供体制	介護保険：緊急時訪問看護、特別管理、ターミナルケア 医療保険：24時間対応制、特別管理

2. 事業所の職員体制

職種	員数	勤務体制
管理者	1 名	常勤 1 名
看護師	4 名	常勤 4 名

3. 訪問看護等の内容について

- 1) 利用者の希望、主治医の指示書及び居宅サービス計画書に沿って、心身の状況を踏まえ、療養上の目標を達成する為の具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。
- 2) 訪問看護計画に基づき、訪問看護等を提供します。
- 3) 訪問看護報告書の作成を行います。
- 4) 必要に応じて保険医療福祉サービスと連携します。
- 5) 訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士等が行うことがあります。

4. 訪問看護の利用にあたっての留意事項

- 1) 訪問看護等の提供は、主に担当する看護師と複数の看護師等が交代で訪問させていただきます。
- 2) 主治医より訪問看護指示書の交付を一定の期間（最長6ヶ月）ごとに受ける必要があります。訪問看護指示書の交付には料金が発生します。主治医の所属する施設からの請求となります。（R5.4月時点で¥3,000 医療保険1割負担の場合は¥300）
- 3) キャンセルについて
 - ① 利用者がサービスの利用を変更する場合には、すみやかにご連絡ください。
連絡先：079-444-0180（高砂市民病院訪問看護ステーション）
 - ② 利用者の都合でサービスを中止する場合は、できるだけサービス利用の2日前までにご連絡ください。
 - ③ 故意に予約の変更があった場合は、規定に基づき所定のキャンセル料をお支払いいただくことがあります。

時間	キャンセル料
サービス利用日の前日17時まで	利用者負担金の 50%
サービス利用日の当日	利用者負担金の 100%

- 4) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはできません。
 - ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務はできませんので、ご了承ください。
 - ③ 看護師等に関する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

5. 守秘義務及び個人情報の取り扱い

1) 守秘義務

事業者は、訪問看護を提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しません。契約が終了した後も同じです。

2) 個人情報の取扱い

事業者は、利用者又はその家族の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令を遵守して適切に取り扱います。

6. 利用者料金について

(1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、次の通りです。

【医療保険】

①基本利用料

	1回目	2回目以降 (週4日目以降)
基本療養費	5,550円	5,550円 (6,550円)
管理療養費	8,700円	3,000円
合計	14,250円	8,550円 (9,550円)
1割負担	1,425円	855円 (955円)
2割負担	2,850円	1,710円 (1,910円)
3割負担	4,275円	2,565円 (2,865円)

②外泊中の訪問看護

項目	法定額	1割負担金	2割負担金	3割負担金
基本療養費Ⅲ	8,500円/回	850円	1,700円	2,550円

③加算料金

項目	法定額	利用者負担金			備考
		1割負担	2割負担	3割負担	
24時間対応体制加算	6,800円	680円	1,360円	2,040円	1回/月
特別管理加算	2,500円	250円	500円	750円	1回/月
特別管理加算(難)	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円	
緊急訪問看護加算	月14日まで	2,650円	265円	530円	1回/日
	月15日以降	2,000円	200円	400円	
早朝・夜間加算	2,100円	210円	420円	630円	
深夜加算	4,200円	420円	840円	1,260円	
長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円	回数制限有
難病複数回加算2回目	4,500円	450円	900円	1,350円	
難病複数回加算3回目	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
複数名訪問看護加算	4,500円	450円	900円	1,350円	看護師
専門管理加算	2,500円	250円	500円	750円	1回/月
訪問看護医療DX情報活用加算	50円	5円	10円	15円	
訪問看護情報提供療養費3	1,500円	150円	300円	450円	

(2) 利用者の負担金以外に、下記の利用料をお支払いいただくことがあります。

交通費（税別）	1) ステーションから5km未満	100円
	2) ステーションから5km～10km未満	200円
	3) ステーションから10km～15km未満	300円
衛生材料費	訪問看護にかかる衛生材料費	実費
死後の処置料	死後の処置料（税別）	10,000円
時間外等利用料	営業時間内で90分を超えた場合（30分毎）	1,000円
	営業時間外で90分以内の場合	2,500円
	営業時間外で90分を超えた場合（30分毎）	1,500円
	営業日以外において訪問看護を実施した場合は、 1回につき <u>4,760円</u> とする。ただし、2時間を超える場合は営業時間外加算に準ずる。	

(3) お支払方法：

窓口支払い	高砂市民病院に直接お支払いください （平日）1階総合カウンター⑤番窓口 8：30～17：00 （夜間）救急外来・事務当直窓口 17：00～21：00 （休日）救急外来・事務当直窓口 8：30～21：00
口座引き落とし	預金口座振替依頼書をご記入いただき指定口座より引き落とします
金融機関の窓口での支払い	納付書をお持ちになり、金融機関の窓口でお支払いください ・高砂市内の場合、郵便局を除く全ての金融機関の窓口をご利用いただけます ・高砂市以外の場合、三井住友銀行のみご利用いただけます

6. 利用者料金について

(1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、次のとおりです。

【介護保険】 *介護（要介護）認定を受けておられる方は、介護保険が優先されます

訪問看護内容等	単位	利用者負担金			備考	
		1割負担	2割負担	3割負担		
20分未満（介護予防）	314(303)	321円（310）	641円（619）	962円（928）	准看護師の場合、所定単位数の90/100	
30分未満（介護予防）	471(451)	481円（461）	962円（921）	1,443円（1,382）		
30分～60分未満（介護予防）	823(794)	841円（811）	1,681円（1,622）	2,521円（2,432）		
60分～90分未満（介護予防）	1,128（1,090）	1,152円（1,113）	2,304円（2,224）	3,455円（3,339）		
夜間加算 午後6時～午後10時まで	所定単位数の25/100					
早朝加算 午前6時～午前8時まで						
深夜加算 午後10時～午前6時まで	所定単位数の50/100					
その他の加算	緊急時訪問看護加算（月1回）	600	613円	1,226円	1,838円	1回/月
	退院時共同加算（月1回）	600	613円	1,226円	1,838円	
	初回加算（月1回） （Ⅰ） （Ⅱ）	350 300	358円 307円	715円 613円	1,072円 919円	
	特別管理加算（月1回） （Ⅰ） （Ⅱ）	500	511円	1,021円	1,532円	1回/月
		250	256円	511円	766円	
	ターミナルケア加算（死亡月）	2,500	2,553円	5,105円	7,658円	死亡月
	長時間訪問看護加算	300	307円	613円	919円	
	専門管理加算（月1回）	250	256円	511円	766円	
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	30分未満	254(201)	260円（206）	519円（411）	778円（616）	
	30分以上	402(317)	411円（324）	821円（648）	1,232円（971）	

(2) 利用者の負担金以外に、下記の利用料をお支払いいただくことがあります。

衛生材料費	訪問看護にかかる衛生材料費	実費
死後の処置料	死後の処置料（税別）	10,000円

7. 訪問看護の契約及び終了について

- * 訪問看護の契約は、利用者の申し出によりいつでも解約することができます。
- * 解約料は徴収しません。また次の場合は契約を終了とします。
 - ① 利用者からの解約の申し出があった場合
 - ② 主治医の判断で訪問看護指示書が交付されない場合
 - ③ 利用者が長期入院、入所又は転出された場合
 - ④ 利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護等の必要を認められなくなった場合
 - ⑤ 利用者が亡くなられた場合
 - ⑥ 事業者が守秘義務に反した場合
 - ⑦ 事業者が利用者やその家族などに対して著しく常識を逸脱する行為を行った場合（看護職員や他の利用者に対する故意的な暴言・暴力行為等・セクハラ行為等）

8. 緊急事態の対応について

訪問看護提供中に利用者に緊急事態が発生した場合、利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（家族等）、居宅介護支援事業所に連絡するとともに、必要な対応を行います。

緊急時 連絡先①	氏名(続柄)	
	住 所	
	電話番号	
緊急時 連絡先②	氏名(続柄)	
	住 所	
	電話番号	

9. 事故発生時の対応について

- 1) 訪問看護の提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族および後見人に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- 2) 事業者の責任において、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、事業者は利用者とその損害を賠償いたします。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

10. 災害発生時の対応について

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援主治医や医療機関との連携、必要時の訪問を行います。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 研修を通じて、看護師等の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- 2) 看護師等が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 3) 苦情解決体制の整備に努めます。

12. 身体拘束の禁止について

事業者は、サービス提供に当たり、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を原則行いません。但し、利用者又は他者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、その限りではないものとします。その場合は、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を看護記録に記載します。

《緊急やむを得ず身体拘束を行う場合》

- ・契約者本人又は他者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ・身体拘束その他の拘束制限を行う以外に代替する方法がない場合
- ・身体拘束その他の拘束制限が一時的なものである場合

13. 苦情・相談窓口

ご相談窓口	ご利用時間とご利用方法
高砂市民病院訪問看護ステーション (受付) 当ステーション職員 (対応) 所長 小野 智子	ご利用時間 平日 午前8時30分から午後17時 (土・日・祝日および年末年始を除く) ご利用方法 電話：079-444-0180 面接：高砂市民病院訪問看護ステーション
当事業所以外にも公的機関にも苦情申し出ができます	高砂市役所 福祉部地域福祉室高年介護課 電話：079-443-9063
	国民健康保険団体連合会 神戸市中央区三宮1丁目9-1-1801号 電話：078-332-5601 (代)

14. 記録の保管、閲覧・交付

利用者への訪問看護等提供の記録は訪問看護等提供終了後から5年間保管します。記録閲覧および実費を支払っての写しの交付、利用者とその家族に限り可能です。

15. 重要事項の変更

この重要事項説明書の内容に変更が生じた場合は、利用者にもその内容を文書で通知し口頭で説明します。

16. その他

当事業所において看護学生の臨地実習受け入れ施設として協力しています。看護教育の必要性をご理解いただき、ご協力お願いいたします。なお、同行訪問する際には事前にご連絡します。また、臨地実習を通して知り得た利用者及び利用者のご家族の方々に関する情報について、他者にもらすことのないようプライバシーの保護に留意します。

第2 訪問看護利用契約書

(サービスの目的及び内容)

第1条 高砂市（以下「事業者」という。）は、介護保険法及び健康保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、_____様（以下「利用者」という。）に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険または医療保険給付の対象となる訪問看護サービスを提供します。

2 サービス内容の詳細は、訪問看護サービス説明書（以下「説明書」という。）に記載の通りです。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、令和_____年_____月_____日から要介護（要支援含む）認定または医療保険の有効期間満了までとします。

ただし契約期間満了日までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合は契約は自動更新されるものとします。

(訪問看護計画書等)

第3条 事業者は、利用者の心身の状態や日常生活状況およびその意向を踏まえて、介護支援専門員や相談支援専門員等の作成する居宅サービス計画やサービス利用計画（以下「ケアプラン」という。）に沿って「訪問看護計画書」「訪問看護報告書」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供し、主治医に提出します。

2 事業者は、「訪問看護計画書」「訪問看護報告書」を介護支援事業者等へも提出し、連携を図ると共に、利用者がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに介護支援事業者等への連絡調整等の援助を行います。

(サービスの提供の記録等)

第4条 事業者はサービスを提供した際には、予め定めた「サービス提供記録書」等に必要事項の記載をします。

(利用者負担金及びその滞納)

第5条 サービスに対する利用者負担金は、サービス説明書に記載するとおりとします。

なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められているため、契約期間中に変更になった場合は関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

2 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2か月以上滞納した場合には事業者は1か月以上の期間を定めて、期間満了までに利用者負担金を支払わない場合には、契約を解除する旨の通知をすることができます。

3 前項の通知をした時は、事業者は、ケアプランを作成した介護支援事業者等と協議し、利用者に日常生活を維持する見地から、ケアプランの変更、介護保険や障害者総合支援法外の公的サービスの利用について必要な調整を行うよう要請するものとします。

4 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、利用者が従わない場合は、この契約を文書により解除することができます。

(利用者の解約権)

第6条 利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この計画を解約することができます。

(事業者の解除権)

第7条 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、契約を解除することができます。この場合、事業者はケアプランを作成した介護支援事業者等にその旨を連絡します。

(契約の終了)

第8条 次の何かの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 第2条の規定により事前に更新の合意がなされず、契約の有効期間が満了したとき
- (2) 第5条の事業者から解除の意思表示がなされたとき
- (3) 第6条の利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (4) 第7条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- (5) 次の理由で利用者にサービス提供が出来なくなったとき
 - ア 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したとき
 - イ 利用者について要介護（要支援）認定が非該当となったとき
 - ウ 利用者が死亡したとき

(損害賠償)

第9条 事業者は、サービスの提供に当たって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

(秘密保持)

第10条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密個人情報については、利用者又は第三者の生命・身体に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、外部に漏らしません。

- 2 別紙「個人情報の保護についてのお知らせ」（高砂市民病院）に則り、別紙にあるように個人情報の利用に留意し、利用者の権利や開示についても適切に取り扱います。
- 3 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることができます。

(苦情対応)

第11条 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者等に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、苦情対応の窓口及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 事業者は、利用者が苦情申立てを行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

(契約外条件等)

第12条 この契約及び介護保険法および健康保険法等の関係法令で定められていない事項については、介護保険法および健康保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。

2 この契約書は、介護保険法および健康保険法に基づくサービスだけを対象としたものであり、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途契約が必要になります。

以上の契約を証するため、本書を2通作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

第3 第1～2の署名

1. 事業者署名欄

訪問看護等の提供の開始に際し、利用者に対して、第1の重要事項説明書により重要事項の説明を行うとともに、第2の訪問看護利用契約書においてそれぞれ説明を行い同契約書により契約を締結しました。

事業者	所在地	高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
	事業者法人	高砂市
	代表者名	都倉 達殊 印
	事業所名	高砂市民病院訪問看護ステーション
	所長	小野 智子 印
	説明者氏名	印

2. ご利用者様ご署名欄

私は、事業者から第1の重要事項説明書により重要事項について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

私は、事業者から第2の訪問看護契約書により契約内容について説明を受け、同契約書により契約を締結しました。

令和 年 月 日

(利用者)

氏名	印
住所	

(利用者代筆者)

(利用者代理人)

氏名	印 (利用者との続柄)
住所	

3. 連帯保証人

住 所			
氏 名	Ⓜ		利用者様との関係
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	自 宅 電 話 番 号	
勤務先 名 称		勤 務 先 電 話 番 号	
極度額	¥ 3 0 0 , 0 0 0 円	極度額更新について	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

※連帯保証人は、利用者様の身元を引き受けることができ、かつ、利用者様に未払い金が発生した場合に利用者様に代わって支払できる、別世帯の成人の方としてください。

※極度額とは、保証人の権利保護のために記載が必要となるものです。

連帯保証人の方に保証していただくのは、あくまで利用者様の「訪問看護料」の額までであり、その額を超えて債務をご負担いただくことはありません。

ただし、債務の合計金額が極度額を超えた場合は、改めて極度額を設定していただく場合もございますのでご了承ください。

第4 訪問看護契約における個人情報提供同意書

私及びその家族等の個人情報については、次に記載することにより必要最小限の範囲で使用することを同意いたします。

1. 使用する目的

- 1) 介護保険法等関連法に関する法令等に従い作成する居宅サービス計画作成及びサービス提供に必要な場合。
- 2) 居宅サービス計画に基づきサービスを円滑に行うため、サービス担当者会議等において必要な場合。
- 3) 介護支援専門員や医療及び関係機関、事業所との連携調整等において必要な場合。

2. 使用する事業者、関係機関の範囲

- 1) 利用者が提供を受けるすべての事業者や医療及び関係機関

3. 使用する期間

- 1) 契約締結から文書保存満了期間

4. 内容

- 1) 氏名、生年月日、年齢、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業者が居宅介護支援を行う為に、最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
- 2) 訪問看護指示書、主治医への報告書、その他関係機関への情報提供書等
- 3) 介護保険証・医療保険証等や病状（皮膚の状態等）をiPad等により撮影したデータ

(利用者)

氏名	印
住所	

(利用者代筆者)

(利用者代理人)

氏名	印（利用者との続柄）
住所	

第5 その他の加算の同意書

1. 24時間対応体制加算（介護保険の場合は緊急時訪問看護加算）利用の同意書

24時間対応体制加算とは、利用者様またはご家族様から、電話での相談をお受けするサービスです。24時間連携体制があり、さらに計画外の緊急訪問を必要に応じて行います。

相談の有無に関わらず、その月の第1回目の訪問看護を行った日に加算となります。また緊急時訪問を行った場合には、月単位の緊急時訪問看護加算とは別に、所要時間に応じた単位数を算定します。

- 24時間対応体制加算（介護保険の場合は緊急時訪問看護加算）の利用に同意します。
- 24時間対応体制加算（介護保険の場合は緊急時訪問看護加算）の利用に同意しません。

2. 訪問看護情報提供療養費算定同意書（医療保険の場合）

1) 訪問看護情報提供療養費 1（市町村等）

利用者の居住地を管轄する市町村等に対して市町村からの求めに応じ訪問看護の状況を示す文章を添えて、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問看護等の保険サービス又はホームヘルプサービスを有効に提供するために必要な情報を提供した場合に算定します。

2) 訪問看護情報提供療養費 2（義務教育諸学校）

当該義務教育諸学校からの求めに応じて、医療的ケアの実施方法等の訪問看護の状況を示す文書を添えて入学又は転学時等の当該学校に始めて在籍する月に情報を提供した場合に算定します。

3) 訪問看護情報提供療養費 3（保険医療機関等）

保険医療機関や介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所し、在宅から療養の場所を変更する利用者について、連携強化、継続した看護の実施をするために、主治医に訪問看護に係る情報を提供した場合に算定します。

- 訪問看護情報提供療養費の利用に同意します。
- 訪問看護情報提供療養費の利用に同意しません。

高砂市民病院訪問看護ステーション

所長 小野 智子 様

令和 年 月 日

ご利用者名	印
ご家族（代表者）名	印